

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	こども医療費の助成金の返還		
根拠法令及び条項	那覇市こども医療費助成条例第10条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市こども医療費助成条例 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。		
処分基準 設定年月日	平成5年4月1日	処分基準 最終変更年月日	平成30年10月1日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。